

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月30日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 商工観光課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年12月26日から令和2年1月20日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 企業立地等雇用促進奨励金、地域産業振興資金保証制度、小売商業振興資金融資、商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金の申請において、申請書類に一部不備が認められるため、審査にあたっては関係規程に基づき適正な事務処理に努めること。</p>	<p>○企業立地等雇用促進奨励金申請について 指定申請書類に操業開始日の記載が漏れていた点、及びもう1件の申請書の提出日が遅れていた点はいずれも当方の落度であり、再発のないよう厳正な事務執行に努めます。</p> <p>○地域産業振興資金保証制度、小売商業振興資金の認定について 資産証明書の添付が漏れていた点、及びもう1件の納税証明書及び資産証明書が原本でなかった点について、後日申請者より提出していただいた。いずれも当方の落度であり、再発のないよう厳正な事務執行に努めます。</p> <p>○商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金について 法人等現在事項証明書または開業届の写しの添付漏れは当方の落度であり、再発のないよう厳正な事務執行に努めます。</p>